

## 運輸安全マネジメント

日本物流開発株式会社

平成 20 年 4 月 30 日制定

### ① 輸送の安全に関する基本方針

社長は運送事業者としての社会的責任を深く自覚し、「安全・安心な輸送の確保」の実施を基本方針として、この方針の実現に取組み、当社が目指す「世界一信頼される物流会社」の名に恥じない「世界一安全な運送事業者」を目指し、以下の目標を定めます。

### ② 輸送の安全に関する目標

#### < 車両事故「ゼロ」 >

### ③ 方策

この目標達成の為に以下の方策を実施します。

- 1、 運転者への安全教育の実施。
- 2、 定期健康診断の実施。
- 3、 運転者別適性診断の実施。  
(初任診断、特定診断、適齢診断等適時実施)
- 4、 保有事業用自動車の点検・整備の確実な実施。

#### ④公表

上記の方針、目標、目標達成状況を毎事業年度終了後  
100日以内に自社HPにて外部に公表します。

##### \* 事業者が公表すべき情報 \*

- 1、 輸送の安全に関する基本的な方針
- 2、 上記に関する目標及び当該目標の達成状況
- 3、 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

##### \* 第2条に規定する事故とは

- ・ 死者又は重傷者を生じた14日以上入院を要する傷害事故
- ・ 当該自動車の積載物品の火災
- ・ 当該自動車の道路外への落差0.5m以上の転落及び45度以上の横転、転覆又は鉄道車両との衝突、接触等
- ・ その他

⑤ 当該目標の達成状況

(平成20年4月1日～平成21年3月31日迄)

人身事故「0」、物損事故「0」

自動車事故報告規則第二条に規定する事故報告 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)	件数
死傷者又は重傷者(自動車損害賠償法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けたものをいう)を生じたもの	0件
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む)を起こし、または踏み切りにおいて鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0件
自動車に積載されたもの <sub>注</sub> の全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続する事が出来なくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車輪(タイヤを除く)又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
注: 消防法その他法律に規定する危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質及びそれによって汚染された物、毒物又は劇物、他道路運送車輛の保安基準に規定する品名の可燃物	